

○裁判所が維持及び管理を行う宿舎に関する原状回復等の運用について

平成29年3月2日

経総第195号

高等長官、地方・家庭所長、經理局長あて經理局長通達

裁判所が維持及び管理を行う国家公務員宿舎（以下「宿舎」という。）に関する平成15年6月6日付け財理第2212号財務省理財局長通達「国家公務員宿舎に係る原状回復等の取扱いについて」（以下「原状回復通達」という。）に基づき被貸与者が行うべき原状回復及び軽微修繕（以下「原状回復等」という。）の運用について、下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

1 原状回復等を適正に行うための措置等

(1) 原状回復等の指示に関する運用の統一化

- ア 建築後相当の年数を経過している宿舎に関して、被貸与者に損傷又は汚損（以下「損傷等」という。）の修繕を行わせるときは、当該宿舎の経過年数に応じた内容の修繕にとどめるものとし、被貸与者に過大な負担とならないよう配慮する。
- イ 結露による損傷等について、地域的条件を考慮の上、善良な管理者の注意を払ってもなお生じたと認められるものについては、原状回復等の対象としない。
- ウ 汚損箇所については、原則として、業者による清掃作業は必要とせず、被貸与者による清掃で足りる。
- エ 天井、壁、畳等の具体的な区分又は細目ごとに、損傷等の状況が原状回復等の対象かどうかを判断するに当たっては、別添の一覧表を用いることとし、被貸与者に対して、別添の一覧表の各区分等に記載した原状回復等の内容により原状回復等を求める。

(2) 原状回復等の仕様

- ア 被貸与者に損傷等の修繕を行わせるときは、在来品と類似する色、模様、柄、デザイン等の具体的な仕様を説明の上、従前と同等以上の品質、等級、施工方法等の仕様によるものとし、同一又は類似の色、模様等の材料を使用させる。ただし、被貸与者が、入居中に従前と同等以上の品質、等級、施工方法等の仕様により修繕を行ったときは、原状回復等の対象としない。
- イ 被貸与者又は宿舎の維持及び管理を行う裁判所（以下「所管裁判所」という。）が行う修繕については、後日のメンテナンス等を勘案し、統一的な仕様によることを原則とする。

(3) 原状回復等の実態の把握

宿舎の原状回復等は、損傷等により損なわれた宿舎の諸設備、什器等の機能を回復する目的で行うものであるため、その目的を超えて、損傷等がない部分について、取替、塗替、張替その他の更新措置を被貸与者に行わせることのないよう、所管裁判所は、特に以下の点に関して、原状回復等の実態を確認し、必要に応じて改善策を講じる。

ア 疊、ふすま及び壁の修繕において、宿舎の損傷等の状況を実地にて確認することなく、被貸与者の居住期間や家族構成等を基準として、一律又は画一的な原状回復等の指示を行っていないこと。

イ 原状回復等に関する指示の判断基準に差異が生じることのないよう、宿舎事務担当者間における必要な情報の共有や宿舎事務担当者の交代時の適切な引継ぎなどにより、目線の統一化が図られていること。

(4) 合同宿舎における原状回復等の状況把握

所管裁判所は、原状回復等の措置を適正に行うため、機会を捉えて合同宿舎の担当者と情報交換を行うなど、同一地域内における合同宿舎の原状回復等の措置の状況を把握する。

(5) 所管裁判所による修繕

原状回復等の対象とならない損傷等については、対象宿舎の機能維持を図るために、修繕履歴、損傷等の状況、大規模修繕工事の予定の有無等を踏まえて、必要性を勘案の上、修繕を行う。

2 原状回復等を円滑に行うための取組

(1) 被貸与者への説明文書の交付

所管裁判所は、宿舎入居期間中の保守及び退去時の原状回復等の措置に対する被貸与者の理解を深めるため、適宜の方法により、原状回復通達、本通達等の説明文書を被貸与者に交付して周知する。

(2) 宿舎の損傷等の状況確認

入居時における宿舎の損傷等の状況を適切に把握し、これを管理することにより宿舎退去時のトラブルを防止するため、所管裁判所は、適宜の方法により、入居時における宿舎の損傷等の状況把握に努める。

(3) 原状回復義務に関する承継措置

ア 被貸与者が所有権を有する空調機等の物品について、次に入居する予定の者（以下「入居予定者」という。）が処分及び原状回復等を行うことを条件として、被貸与者

から、別紙様式「公務員宿舎の原状回復義務に関する承継措置の届出」（以下「承継措置の届出」という。）による届出が提出されたときは、退去時の撤去及びそれに付随する原状回復等を要しないこととする。ただし、何らかの理由により入居予定者が入居しなかった場合等は、この限りではない。

イ 所管裁判所は、被貸与者から退去の申出を受けたときは、承継措置の届出を交付し、これに記載された手続きフロー図により作成の上提出するよう周知する。

付 記

この通達は、平成29年3月1日から適用する。

裁判所が維持及び管理を行う宿舎に関する原状回復等の運用通達における一覧表

● 文言の定義

- ① 経年劣化：建物・設備等の自然的な劣化・損耗
- ② 通常損耗：被貸与者の通常の使用により生ずる損耗
- ③ 通常の使用を超えるような使用による損耗：損傷等の原因が、通常清掃を行わない等の被貸与者の住まい方によるもの及び通常の住まい方・使い方で発生する可能性はあるが、その後の手入れ等被貸与者の管理が悪いため、発生または拡大したと考えられるもの

● 原状回復等の前提条件

被貸与者が行う原状回復等は、原則として、被貸与者の責めに帰すべき事由及び通常の使用を超えるような使用による損耗を対象とする。

● 留意事項

- ① 本一覧表において原状回復対象外とされている場合でも、被貸与者の責めに帰すべき事由による損傷等については、当然ながら原状回復の対象となる。
- ② 本一覧表に記載のない損傷等については、必要に応じて、被貸与者から修繕が必要となった事情等を確認した上で判断する。
- ③ 部分修繕により対応可能な原状回復等については、記載された単位にとらわれず、必要最小限の修繕範囲とする。
- ④ 原状回復等の対象とならない損傷等については、機能に影響を与えない程度の傷等や軽微修繕を除き、基本的に宿舎の維持管理機関において、適宜適切に修繕を実施する。

● 個別事項

区分	細目	単位	原状回復等の対象 原則として、被貸与者の責めに帰すべき事の対象外	原状回復等	備考
----	----	----	-------------------------------------	-------	----

			由及び通常の使用を超えるような使用による損耗		
			損傷・汚損等の状態	原状回復等の内容	
共通事項					<ul style="list-style-type: none"> ・ 経年劣化、結露による損傷等についてによるものは、地域的条件を考慮のうえ上、善良な可抗力に管理者の注意によるものをお生じたと認められるものについても、原状回復等の対象としない。
			善管注意義務を怠つたために生じた損傷等	各区分の「原状回復等の内容」による。	
			落書き等の故意による毀損	各区分の「原状回復等の内容」による。	
			カビ・シミ（結露を放置したことにより拡大したもの）・着色汚れ・におい	<p>1) 区分ごとに貼替、塗替等により、除去する。</p> <p>2) 専門のクリーニング業者によるクリーニングによって除去できる場合は、その方法でも可とする。</p> <p>3) 専門のクリーニ</p>	

			ング業者によらない清掃等によって除去できる場合は、その方法でも可とする。		
			4) 除去しないままの塗装上塗り等は、原則として不可とする。		
		通常の生活による汚れ	清掃を行う。		
天井 ・プラス タ一 塗 ・石膏 ボ一 ド 張 ・ビニ 一 ル クロ ス 張 ・プリ ン ト	m ² 又 は1室	①手垢等による汚れ 及び塗装等の剥がれ ②油等による汚れ ③ガスコンロ、ストーブ、湯沸器等の使用によるススケ等の汚れ ④器物等の衝突等による損傷等	1) 塗装部分が損傷等している場合は、原則として1室全部を塗り替える（損傷部分があるときは、その部分を補修の上、塗り替える。以下塗装について同じ。）。 2) ビニールクロス等が損傷等している場合は、原則として1室全部の張替を行う。 なお、隅部の部分的な剥れは補修で可とする。 3) 損傷等が軽微で部分的な修復で原	①天井に直接ついた照明器具 等していけるときは、その部 分を補修の上、塗り替える。以下塗 装について同じ。予測され る場合、原則として1室全部の張 替を行う。 なお、隅部の部分的な剥れは補修 で可とする。	①天井は通常の使用では損傷しないので、被貸与者の責めに帰すべき事由がない限り、原状もしくは回復等の対象となると予測される安易に原状回復後にやり直しをせることのないよう仕様について、事前に明確な指示をするこ

	合板張 ・膜天井		状回復等が可能である場合には、部分修繕も可とする。		と。 ③汚れについて、清掃によって対応可能な場合には、清掃でも可とする。
壁	・プラスチック ー塗 ・ビニールクロス 又は壁紙 ・プリント合板 ・タイル	m ² 又は1面	<p>①手垢等による汚れ及び塗装等の剥がれ ②油等による汚れ ③ガスコンロ、ストーブ、湯沸器等の使用によるススケ等の汚れ ④器物等の衝突等による損傷等 ⑤テープ等の剥がし跡 ⑥重量物をかけるためにあけたくぎ穴、ネジ穴で下地ボードの張替が必要な程度のもの ⑦空調機等からの水漏れによる腐食</p>	<p>1) 塗装部分の壁が損傷等している場合は、原則として一面全部を塗り替える。 2) ビニールクロス又は紙張り及びプリント合板の壁が損傷等している場合は、原則として、一面全部の張替を行う。 3) 被貸与者が居住中に特殊な仕上げ材を施したもの又は特異な色に変えてある場合は、従来の仕上げ材又は色もしくは類似の仕上げ材に回復する。 4) 損傷等が軽微で部分的な修復で原</p>	<p>①日焼けによる変色、褪色 ②タイル張りの損傷等 ③テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ (いわゆる電気やけ) ④ポスターや絵画の跡やそれらのためのピンや画鋲の穴で、下地ボードの張替が不要な程度の</p>

	張		状回復等が可能である場合には、部分修繕も可とする。	もの	
ガス コック	個	①油等による汚れ及びサビ ②器物等による傷及び穴あき ③各種器具、備品の付属部品及び取付け具の損傷及び滅失	1) 損傷等がある場合は、清掃又は塗装若しくは補修を行う。 2) 滅失した部品等(ゴム栓キャップ等)がある場合は、取付けを行う。	①特段目立たなく、機能に影響をあたえない程度の傷 ②コック内のグリース固着に伴う取替	
床 ・ベニ ア フ ロ ア ・Pタ イ ル ・長尺 塩 ビ シ ー ト ・タイ ル	m ²	①油等による汚れ ②家具の移動、器物等による傷及び穴あき ③たばこの火等によるこげ跡 ④ジュウタン等敷物の取り除き跡の床表面の剥がれ ⑤漏水等のため、腐食しているもの ⑥冷蔵庫下のサビ跡 ⑦フローリングのワックスがけ	1) 床の損傷等については、被貸与者の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、清掃を行うことをもって足りる。 2) 被貸与者の責めに帰すべき事由(その程度が軽微なもののは除く)により生じた場合で、修繕が必要な場合は、必要最小限の範囲とする。 3) 損傷等が軽微であり、部分的な修	①被貸与者の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、清掃を行うことをもって足りる。 ②被貸与者の責めに帰すべき事由(その程度が軽微なもののは除く)により生じた場合で、修繕が必要な場合は、必要最小限の範囲とする。 ③家具等による傷、穴あき及びへこみで特に目立たないもの ④特に被貸	①床は、常時、足やスリッパ等と接触し、多少は損傷等が生じるものであることに留意して判断すること。 ②家具の移動等の傷及び穴あきのうち、軽度の椅子・テーブル傷は、ワックス磨

	張 ・フロ ー リ ン グ		<p>復で原状回復等が可能である場合には、部分修繕も可とする。</p> <p>4) フローリングのワックスがけは、日常の手入れの範囲内の程度とする。</p>	<p>与者の責に帰すべき事由(重量物を落として床板を損傷するなど)によらない損傷等</p>	き、パテ埋等で可とする。
	・玄関 ・バル コ ニ 一	m ²	<p>①汚れ</p> <p>1) 掃き掃除及び濡れ雑巾で、拭く等行う。</p>		
畳	枚		<p>①油・墨等による汚れ、たばこの火等によるこげ跡</p> <p>②家具の移動、器物等による傷及び穴あき</p> <p>③家具等による畳床の著しい変形（特に重量物を置いたため、畳床の取替を要するような損傷等を生じたものに限る。）</p> <p>④被貸与者の責めに帰すべき事由による漏水、雨水吹込み等のため、畳が</p>	<p>1) 畳表が損傷等している場合には、その畳表を取り替える。ただし、過去に裏返ししていない場合及び損傷等の状況等により裏返しが可能な場合は、その畳表を裏返しする。</p> <p>2) 被貸与者の責めに帰すべき事由による漏水等のため、畳床まで腐食している場合は、その畳床ごと取り替える。</p>	<p>①カーテン等で遮光をせずに生じた日焼けによる変色、家具跡及び被貸与者の責めに帰すべき事由による雨漏りによる汚損等</p> <p>②家具跡による畳床の軽度な</p>

			著しく劣化又は腐食したもの	3) 畳の修繕は、1枚単位で行うこととし、全室又は1室全部の畳の取替等を行わせるために、損傷等のない部分について更新を行わせてはならない。	凹み	
襖・障子	枚又は組(面単位)	①手垢等による汚れ ②器物等による傷及び穴あき ③化粧縁、中骨の破損 ④引手の破損、滅失	1) 襖紙、障子紙が①反り、ねじ類似の色柄等損傷等している場合は、襖は原則として1組単位、障子紙は1枚単位で他の襖・障子と同一又は類似の色柄のものによって張り替える。 ただし、襖については、1組のうち外観上特に違和感がない場合は、1枚単位でも可とする。 2) 化粧縁、中骨等が破損している場合には、被貸与者の責に帰すべき事由があるときに限り、その部分を取り替える。	①反り、ねじ類似の色柄等 れ等によ るすれ ②かまちの ゆがみ	について、退 去時に損傷等 がない限り、 色柄等が調和 していなくて も更新させな いこと。	

				3) 引手を滅失した場合は、取付けを行う。		
鋼 製・ア ルミ 建具 及び 金物	玄関 扉、窓 及び 出入 口戸	枚・組	①油等による汚れ ②器物等の衝突等による傷及び穴あき ③テープ等の剥がれ跡 ④戸、扉、窓等の各種部品及び取付け具の故障、破損又は滅失 ⑤ガラスの破損	1) 各種建具類に損傷等がある場合は、清掃又は塗装若しくは補修を行う。 2) 入居の際に貸与した鍵を紛失、折損等した場合は、鍵の取替え(シリンドラー錠の場合には、必ずシリンドラーゴと取替える)を行う。	①建具本体の取替 ②経年による玄関ドアの外面の塗装の剥れにつ いては、対象外とする。 ③特段目立たなく、機能に影響をあたえない程度の傷 ④ドア枠の腐食 ⑤枠の変形による開閉不良	模様替え承認によりシリンドラー錠を取り替えた場合には、鍵の紛失等がない限り、更なる取替えは不要(入居時の鍵の本数を確保する)。また、たなく、機能に影響をあたえない程度の傷 ても、鍵全部とともに存置させても差支えない。
	網戸			1) 網に損傷又は著しいゆるみがある場合は、張替を行う。	①生活に支障のない程度の網のゆるみ ②戸車の調整等でも治らない	

		枠の変形 による開 閉不良	
ベラ ンダ 衝立 等仕 切板		1) 損傷がある場合 は、補修を行う。 ①損傷の程 度が軽微 であり機 能に支障 がないも の	
金物 (ド アス コー ブ、蝶 番、ド アク ロー ザー、 ドア チエ ーン、 クレ セン ト、ド アポ スト、 その 他部 品等)	個又 は組	1) 損傷等がある場 合は、清掃又は塗 装若しくは補修を 行う。 2) 滅失した部品等 (留め具、引手等) がある場合は、取 付けを行う。 ①サッシの レール又 はドアク ローザー の取替 ②戸車・蝶番 の取替 ③特段目立 たなく、機 能に影響 をあたえ ない程度 の傷 ④金物の腐 食	
ガラ ス (ゴ	枚	1) 傷等がある場合 は、清掃又は取替 ①ガラスの 熱割れや	

				を行う（パテが損傷等している場合又は清掃等により汚れが落ちない場合には、パテの取替えを行う）。	ガラス内の金属線の鏽による汚損等	
木製建具及び金具	各種戸、扉は組	枚又は組	①油等による汚れ ②器物等の衝突等による傷及び穴あき ③テープ等の剥がれ跡 ④戸、扉、窓等の各種部品及び取付け具の故障、破損又は滅失 ⑤ガラスの破損	1) 損傷等がある場合は、清掃又は塗装若しくは補修を行う。 2) 滅失した部品等（蝶番、留め具、引手等）がある場合は、取付けを行う。	①建具本体の取替え ②かまちのゆがみ ③特段目立たなく、機能に影響をあたえない程度の傷 ④ドアの変形による開閉不良	
金物（レール、戸車、引手、取っ手、蝶番、各種部品）	個又は組			1) 損傷等がある場合は、清掃又は塗装若しくは補修を行う。 2) 滅失した部品等（蝶番、留め具、引手等）がある場合は、取付けを行う。	①特段目立たなく、機能に影響をあたえない程度の傷 ②金物の腐食	
ガラス（ゴ	枚			1) 損傷等がある場合は、清掃又は取		

	ムパ テ含 む)			替を行う（パテが 損傷等している場 合は、ガラスの取 替に合わせて行 う）。		
給排水設備（台所、トイレ、浴室等）	・蛇口 (パッキン含む) ・保温巻き ・排水金具、トラップ、目皿	個	①水、油等による汚れ及びサビ ②器物等による傷及び穴あき ③各種器具、各種部品及び取付け具の損傷	1) 機器に損傷等がある場合は、清掃又は塗装若しくは、補修を行う。 2) 滅失した部品等がある場合は、取付けを行う。	①機器本体の取替 ②混合水栓の取替 ③長期空家によるパッキンの硬直 ④特段目立たなく、機能に影響をあたえない程度の傷	
電気設備	・照明器具、電球、グ	基又は個	①油等による汚れ及びサビ ②器物等による傷及び穴あき ③各種器具、備品の部品及び取付け具	1) 機器に損傷等がある場合は、清掃又は塗装若しくは、補修を行う。 2) 滅失した部品等がある場合は、取付けを行う。	①機器本体の取替（スピッチャ、コンセント及びテレビ端子は	

ロ 一 ブ 類、 螢 光 灯 ・各種 ス イ ツ チ （ 押 しボ タ ン、 タ イ マ ー ス イ ツ チ 他） ・コン セ ン ト	の損傷	<p>る場合は、取替を除く) 行う。</p> <p>②絶縁不良</p> <p>2) 滅失した部品等がある場合は、取付けを行う。</p> <p>③特段目立たなく、機能に影響をあたえない程度の傷</p>
--	-----	---

・ブザ 一及びチャイム ・インター ホン(子機) ・テレビ室内端子 ・アース端子				
各種 プレ ート	枚	1) 損傷等がある場合、清掃又は補修を行う。 2) 滅失した箇所は、取付けを行う。	①特段目立たなく、機能に影響をあたえない程度	

					の傷	
換気 設備 等	壁(又は窓) は基又 は個 用換 気扇 (台 所)	①油、ほこり等によ る汚れ及びサビ ②器物等による傷及 び穴あき ③各種器具、備品の 部品及び取付け具 の損傷等	1) 損傷又は汚損部 分については、清 掃又は補修を行 う。 2) 滅失した部品等 (ひも等)につい ては、取付けを行 う。	①機器本体 の取替 ②特段目立 たなく、機 能に影響 をあたえ ない程度 の傷		
	・レン ジ フ ー ド (台 所)		1) 損傷等がある場 合は、清掃又は塗 装若しくは補修を 行う。 2) 滅失した部品等 については、取付 けを行う。			
	・天井 換 気 扇 (浴 室、 洗 面 所、 ト イ レ) ・換氣					

	ガラリ 吸気口				
トイ レに 係る 設備 等	・便器基又 本は個 体 (便 座、 便 器 ふ た、 金 具 等) ・ロー タ ン ク 本 体、 内 部 金 物 ・フ ラ ッ シ	①水、汚物等による 汚れ及びサビ ②器物等による傷及 び穴あき ③各種器具、備品の 部品及び取付け具 の損傷	1) 機器に損傷等が ある場合は、清掃 又は塗装若しくは 補修を行う。使用 に耐えられない程 度の損傷がある場 合は、取替を行う。 2) 滅失した部品等 がある場合は、取 付けを行う。	①設備本体 の取替 ②特段目立 たなく、機 能に影響 をあたえ ない程度 ③ロータン ク内部金 物の一式 取替 ④機器本体 の取り外 し・再取付 をする 補修	便座やふたで 取り外しの容 易なものは、 機器本体とは みなさない。

	ユ バ ル ブ ペ ー ホ ル ダ ー ・ タ オ ル 掛 け					
洗面所に係る設備等	・洗面器は個洗面ユニット、手洗い器(ゴム栓、	基又は個 ①水、油等による汚 れ及びサビ ②器物等による傷及 び穴あき ③各種器具、備品の 部品及び取付け具 の損傷	①機器に損傷等が ある場合は、清掃 又は塗装若しくは 補修を行う。使用 に耐えられない程 度の損傷がある場 合は、取替を行う。 2) 滅失した部品等 がある場合は、取 付けを行う。	1) 機器本体 の取替 ②混合水栓 の取替 ③長期空家 によるパ ッキンの 硬直 ④特段目立 たなく、機 能に影響 をあたえ ない程度 の傷	洗濯機用の蛇 口を洗濯機用 ストッパー付 水栓に取り替 えた場合に は、原状回復 は不要。	

ク サ リ 共)、 鏡 ・洗濯 機 防 水 パ ン ・タオ ル 掛け					
シーリング	m	①カビ等の汚れ	1) 清掃では落ちない場合は取替を行う。		
浴室に係る設備等	浴槽	基又は個	①水、油等による汚れ及びサビ ②器物等による傷及び穴あき ③各種器具、備品の部品及び取付け具の損傷及び滅失	1) 損傷等がある場合は、清掃又は補修を行う。 2) 滅失した部品等(フタ、栓、鎖等)については、取替を行う。	①浴槽の取替 ②特段目立たなく、機能に影響をあたえない程度の傷
				1) 損傷等がある場合は、清掃又は補修を行う。 2) 滅失した部品	①風呂釜及び給湯器本体の取替

			(ハンドル、シャワーヘッド等)については、取付けを行う。	②専門業者の施工を要するバーナー、熱交換器、基幹部品等の補修及び取替 ③特段目立たなく、機能に影響をあたえない程度の傷 ④経年によるリモコンの故障に係る取替	
・タオル掛け ・浴室すのこ ・扉・鏡	①浴室扉のパッキンのカビ ②浴室鏡の鏡		1) 損傷等がある場合は、清掃、補修又は取替を行う。 2) 滅失した備品については、取付けを行う。	①特段目立たなく、機能に影響をあたえない程度の傷	
シリン	m	①カビ等の汚れ	1) 清掃では落ちない場合は、取替を		

	グ		行う。		
台所 に係 る設 備等	・流し個 台 ・水切 棚 ・吊戸 棚 ・ガス コン ロ 台 ・湯沸 器 の 取 付 板	①油等による汚れ及 びサビ ②器物等による傷及 び穴あき ③各種器具、備品の 付属部品及び取付 け具の損傷及び滅 失 ④台所流し台やコン ロ台のシーリング 汚れ	1) 損傷等がある場 合は、清掃又は塗 装若しくは補修を 行う。 2) 滅失した部品等 (留め具、引手等) がある場合は、取 付けを行う。 3) シーリングの油 等の汚れで、清掃 では落ちない場合 には、取替を行う。	①流し台、吊 戸棚等の 設備本体 の取替 ②混合水栓 の取替 ③長期空家 によるパ ッキンの 硬直 ④特段目立 たなく、機 能に影響 をあたえ ない程度 の傷	
	ガス コッ ク	個所	1) 損傷等がある場 合は、清掃又は塗 装若しくは補修を 行う。 2) 滅失した部品等 (ゴム栓キャップ 等) がある場合は、 取付けを行う。	①特段目立 たなく、機 能に影響 をあたえ ない程度 の傷	
	シ ー リ ン グ	m	①カビ等の汚れ	1) 清掃では落ちな い場合は、取替を 行う。	
その 他備	・下駄箇所、 箱 個又	①油等による汚れ及 びサビ	1) 損傷等がある場 合は、清掃又は塗	①特段目立 たなく、機	

品	・カーテンレール ・ハンガー用ボルト ・帽子掛けフック ・スリープキャップ	②器物等による傷及び穴あき ③各種器具、備品の付属部品及び取付け具の損傷及び滅失	装若しくは補修又は取替を行う。 2) 滅失した備品等(引戸、引手等) については、取付けを行う。	能に影響をあたえない程度の傷	
---	--	---	--	----------------	--

【裁判所が維持管理する宿舎用】

(別紙様式)

年 月 日

〇〇〇 裁判所民 廉

(所属官署) ※所属官署は、現在の所属官署を記載

(宿舎名、棟番号、室番号)

(退去予定者氏名)

(連絡先電話番号) ※退去後も連絡可能な番号を記載

公務員宿舎の原状回復義務に関する承諾措置の届出

以下の物品に係る所有権の承継取得及びその撤去に付随する原状回復義務の承諾について、次の入居者と調整が整いましたので、原状回復義務の承諾措置を届け出ます。

また、承諾措置を届け出た次の入居者が入居するまでの間、物品の管理責任を負い、次の入居者が何らかの理由で入居しなかった場合や承諾措置を届け出た物品を承継取得しなかった場合は、自己の責任において、物品の撤去及びそれに付随する原状回復を行います。

なお、本届出に関する事項について問題が生じた場合には、当事者間にて解決を図ります。

おって、1に届け出る物品等について、原状回復等の工事の支障により移動等を指示された場合には、その指示に従います。

1 原状回復義務の承諾措置を届け出る物品名等

物品名	設置場所	個数等	備考
(記載例) エアコン	南側・壁6帖間	1台(室外機含む)	

※退去者及び次の入居者間で写真等を活用する等、承継取得する物品の情報共有に努めてください。

2 入居予定者の確認

以下の宿舎の入居時に、1の物品の所有権を承継取得し、それに付随する原状回復義務について、承諾します。

また、私の退去時において、1の物品の撤去及びそれに付随する原状回復を行います。

年 月 日

(所属官署) ※所属官署は、転出元の官署を記載

(入居予定宿舎名、棟番号、室番号)

(入居者氏名)

【裁判所が維持管理する宿舎用】

【原状回復義務の承継措置】

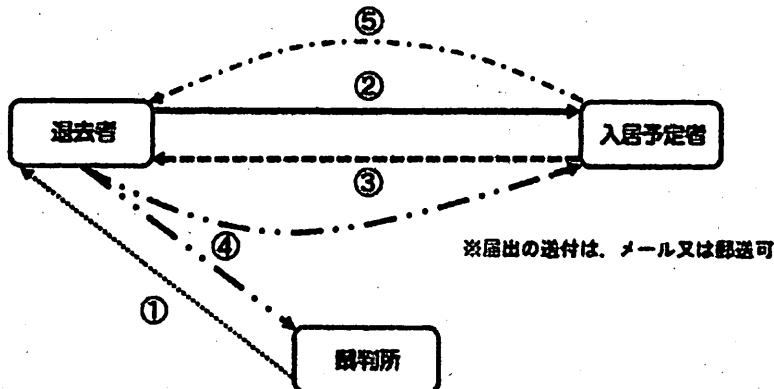
原状回復義務の承継措置とは、次の入居予定者が、退去者の所有する空調機等の物品を承継取得する際に、それらの撤去及びそれに付随する原状回復義務を合わせて承継することとするものです(承継日は、次の入居予定者の入居日とする。)。

原状回復義務の承継措置を希望する退去者は、「手続きフロー図」に基づき、退去点検時までに、届出を行ってください。

退去者は、次の入居予定者と調整を行うに当たっては、承継措置を届け出た物品の撤去及びそれに付随する原状回復義務を次の入居者が退去する際に履行していただく必要があることを十分に説明してください。

なお、本承継措置を届け出た物品については、次の入居者において、再度、同様の承継措置を届け出ることも可能です。

【手続きフロー図】



(手続きの流れ)

- 1 所管裁判所は、入居者から退去の申出を受けた際に、「公務員宿舎の原状回復に関する承継措置の届出」(以下「承継措置の届出」という。)を交付する。【フロー①】
- 2 退去者は、原状回復義務の承継措置を希望する場合は、速やかに次の入居予定者と調整を図り、承継取得の合意を得た上で、承継措置の届出の上段部分を記載し、入居予定者へ送付する。【フロー②】
- 3 入居予定者は、退去者から送付された承継措置の届出の1の記載事項が2で合意した内容と合致していることを確認の上、下段部分を記載し、退去者へ返送する。【フロー③】
- 4 退去者は、入居予定者から返送された承継措置の届出に不備がないか確認の上、速やかに、入居している宿舎を維持管理する裁判所へ提出する。
また、裁判所へ提出するとともに、入居予定者に対して、提出した旨を伝える。【フロー④】
- 5 宿舎入居後、承継措置の届出内容と物品の現物とに相違がある場合は、入居予定者は退去者に連絡し、当事者間にて解決を図る。【フロー⑤】
- 6 当事者間の協議により届出内容が変更となる場合は、退去者は、承継措置の届出を改めて作成する(その後の手続きの流れは、上記1~4のとおり)。

なお、承継措置の届出を撤回する場合は、その旨を宿舎を維持管理する裁判所へ連絡する。

別紙様式